

○海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和7年9月17日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象猫 飼い主がいない海田町内に生息する猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の免許を受けたものが行う卵巣若しくは卵巣及び子宮の全部又は精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 耳カット 不妊去勢手術が既に実施されていることを識別するために、雄猫は右耳を、雌猫は左耳をV字にカットする処置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海田町内に住所を有する2人以上で構成され、かつ、代表者を定めているグループ
- (2) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯員のみで構成されたグループ及び同項第1号のグループの構成員が他のこの補助金の交付を受けているグループの構成員を兼ねている場合については、補助対象者としなない。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、対象猫の不妊去勢手術（耳カットを伴うものに限る。）に要する費用（手術前検査費用や必須でない費用（ノミ取り代等）を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象費用が補助金の額に満たない場合は、当該補助対象費用の額とする。

(1) 雌の対象猫 1匹につき15,000円

(2) 雄の対象猫 1匹につき10,000円

2 補助金の額は、前項に定める額に不妊去勢手術を行った対象猫の数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算出した額と第12条で定める実績報告において算定した額が性別により異なる場合における補助金の額は、いずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第2号）

(2) 不妊去勢手術を受けさせようとする対象猫の全身写真

(3) 不妊去勢手術を受けさせようとする対象猫の生息区域を示した地図

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付決定に係る内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(2) 交付決定に係る不妊去勢手術を中止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(3) 交付決定に係る不妊去勢手術の実施が予定の期間内に完了しないとき又は困難になった場合は、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(変更等の承認申請)

第9条 申請者は、前条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとするときは、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等申請書（別記様式第4号）

を町長に提出しなければならない。

(変更等の決定)

第10条 町長は、前条の申請に係る変更等の承認又は不承認を決定したときは、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更等承認・不承認通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(手術の実施)

第11条 申請者は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けたときは、交付決定日の翌日から起算して90日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、対象猫に不妊去勢手術を受けさせなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、不妊去勢手術を受けさせた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術費用の領収証の写し
- (2) 不妊去勢手術費用の請求内訳書の写し
- (3) 不妊去勢手術後の対象猫の全身写真（耳カットの実施が確認できるもの）

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の額を確定し、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付確定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の確定通知を受けた補助金の交付を請求しようとするときは、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第8条の交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。